ギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者は、計画を提出した日から五年を超えない範囲内で認定管理統括貨客輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日まで（以下「計画期間」という。）に、様式第十二による計画書一通を提出すれば足りる。ただし、計画期間の各年度の四月一日前に終了した直近の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合が九十九パーセントを超える場合は、この限りではない。

（認定管理統括貨客輸送事業者の定期の報告）

第二十条　法第百三十二条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第十三による報告書一通を提出してしなければならない。　（新設）

第二十一条　法第百三十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。　（新設）

一　エネルギーの種類別の使用量及びそれらの合計量

二　輸送用機械器具の導入、改造又は廃棄の状況及び使用状況

三　貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第九十九条第一項に規定する判断の基準又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第百二十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第九十九条第二項に規定する指針又は旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する法第百二十三条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四　貨物ごとに当該貨物の重量に当該貨物を輸送する距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量又は個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離若しくは営業運航距離の合計

五　エネルギーの使用の効率

六　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

（貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の申請）

第二十二条　法第百三十四条第一項の規定により貨客輸送連携省エネルギー計画の認定の申請をしようとする貨客輸送事業者（以下この条において「申請者」という。）は、共同で、様式第十四による申請書及びその写し各一通を、国土交通大臣に提出しなければならない。　（新設）

2　国土交通大臣は、法第百三十四条第一項の規定により貨客輸送連携省エネルギー計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該貨客輸送連携省エネルギー計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十四条第一項の規定に基づき認定する。」

3　国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十五による通知書を申請者に交付するものとする。